

国発[2017]39号

国务院外資増加を促進する若干の措置に関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年8月18日、国务院は「外資増加を促進する若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号、以下「本通知」)を公布しました。外資企業のための投資環境の合法性、利便性を国際水準まで引き上げ、外国資本の参入を促進し、特定の分野において外資を利用して産業レベルを高めることを目的としています。

1. 政策の背景

商務部が公開したデータによれば、2017年1月から7月に中国国内において新設された外商投資企業は17,703件と、前期比12%の増加となりました。一方、金額ベースでは4,854.2億元と、前期比1.2%の減少となりました。近年では、ハイテク製造業、及びサービス業の分野で外国資本の投資が多くみられます。外資の流入を更に促進すべく、「対外開放を拡大し外資を積極的に利用する若干措置に関する通知」(1月)、「外商投資産業指導目録」(2017年版)(6月)、「『外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法』を修正することに関する決定」(7月)等、一連の政策を発表し、外資企業に利便化措置を提供しています。本通知は、一連の外資に対する政策を受け、今後の外資活用・優遇・緩和措置の方向性を示す内容となっています。

2. 政策の内容

本通知においては「外資参入制限の緩和」、「財政支援政策の策定」、「国家級開発区総合投資環境の整備」、「人材の出入国利便化」、「ビジネス環境の最適化」の5つの方面において、各関連部門に政策の細則策定を指示し、外資参入の環境整備を更に進めていくという方向性を示しています。内容の詳細については、以下をご参照ください。

(1) 外資参入制限の緩和

- 参入前内国民待遇+ネガティブリスト制度を全面的に実施する。自由貿易試験区においてパイロットを実施した外商投資ネガティブリストを全国に展開することを促進する
- 専用車、新エネルギー自動車製造、銀行業、証券業、保険業など12業界の対外開放をさらに推進、対外開放のスケジュール及びロードマップを明確にする

(2) 財政支援政策の制定

- 外国投資者が中国居住者企業から受け取った配当を奨励類投資プロジェクトに投資する際、条件に合致する場合、納税の繰延が適用可能、また源泉所得税を暫定的に徴収しない
- 中国居住者企業(グローバル企業の地域本部を含む)が、域外子会社等より中国国内に還流させた域外所得の資金に対し、税収優遇政策を策定する
- 各地域より、法令規制に基づいて、資金支援を含めた政策措置を策定し、多国籍企業による地域本部設立を推進する

(3) 国家級開発区総合投資環境の整備

- 国家級開発区に投資管理権限を与える
- 国家級開発区におけるプロジェクトを支持する。一定の条件を満たす場合、国家級開発区において外資プロジェクトが必要とする建設用地指標を優先的に保障する
- 国家級開発区が外資を誘致する空間を開拓することを支援する。条件に合致する国家級開発区が国务院の批准を経て区域を調整及び区域を拡大すること、区域の近い開発区を整理し「飛地園区」を設定すること、収入、効果が低下した用地に対し、計画の調整を行うこと、審査批准を簡素化すること等の利便化措置を提供する
- 条件が整った地域において、生産サービス型の外資企業を引き寄せ、ハイテク、高付加価値プロジェクトの域内外メンテナンス業務を試行する

(4) 人材の入出国利便化

- 外国人人材を引き寄せる制度を改善する
- 国際ハイエンド人材を積極的に引き寄せる

(5) ビジネス環境の最適化

- 内資、外資企業に対する法令の統一化を加速し、新たな外資の基礎となる法令を制定する
- 域外投資者利益の自由な対外送金を保障する。域外投資者が域内において法に則って受け取った利益、株式配当等の投資収益は、法に則って人民元・外貨で自由に対外送金することができる
- 商務部門と工商、税関、質検、外貨等の部門間で、情報管理システムの連携水準を引き上げ、各階層・部門を跨いで外商投資企業の設立から運営までの関連情報を共有する体制を実現する
- 外資が国内企業最適化の再編に参加することを奨励する。プロセスを簡素化、制限を緩和し、域外投資者が買収合併の方式をもって外商投資企業を設立することを支持する
- 研究開発センターの運営を利便化する
- 外資政策の安定性と連続性を維持する

本通知の公布によって、外資企業の中国投資環境に調整が加えられることとなります。手続の緩和・明確化、参入要件の緩和などが含まれていますが、22項目の措置の詳細は原則9月末までに関連部門から細則化される予定となっています。

3. 企業への影響

本通知に含まれる内容は外資企業の参入から運営までの課題に対する解決案となっています。その内容は多岐にわたり、多くの関連部門が関わる政策となります。企業にとっては、業種規制緩和によるビジネスチャンス、既存法人への優遇政策の適用などでメリットを享受できる可能性があります。本通知において、外資利用促進の方向性は示されたものの、具体的な内容、手続については各関連部門から発表される細則の公布が待たれます。引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国务院关于促进外资增长若干措施的通知 国发〔2017〕39号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构： 积极利用外资是我国对外开放战略的重要内容。当前经济全球化呈现新特点，我国利用外资面临新形势新任务。为深化供给侧结构性改革，推进简政放权、放管结合、优化服务改革，进一步提升我国外商投资环境法治化、国际化、便利化水平，促进外资增长，提高利用外资质量，现将有关事项通知如下：</p> <p>一、进一步减少外资准入限制 (一) 全面实施准入前国民待遇加负面清单管理制度。尽快在全国推行自由贸易试验区试行过的外商投资负面清单，进一步增强投资环境的开放度、透明度、规范性。(国家发展改革委、商务部负责)</p> <p>(二) 进一步扩大市场准入对外开放范围。持续推进专用车和新能源汽车制造、船舶设计、支线和通用飞机维修、国际海上运输、铁路旅客运输、加油站、互联网上网服务营业场所、呼叫中心、演出经纪、银行业、证券业、保险业对外开放，明确对外开放时间表、路线图。(中央宣传部、中央网信办、国家发展改革委、工业和信息化部、交通运输部、商务部、文化部、人民银行、银监会、证监会、保监会、国家铁路局、中国民航局、中国铁路总公司按职责分工负责)</p> <p>二、制定财税支持政策 (三) 鼓励境外投资者持续扩大在华投资。对境外投资者从中国境内居民企业分配的利润直接投资于鼓励类投资项目，凡符合规定条件的，实行递延纳税政策，暂不征收预提所得税。(财政部、税务总局按职责分工负责)</p> <p>(四) 发挥外资对优化服务贸易结构的积极作用。将服务外包示范城市符合条件的技术先</p>	<p>國務院外資増加を促進する若干の措置に関する通知 国発〔2017〕39号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府、國務院各部委、各直属機構： 外資の積極的な利用は中国の對外開放戰略の重要な内容である。現在、經濟のグローバル化により新たな特徴が表れており、中国の外資利用は新たな情勢・ミッションに直面している。供給側構造改革を深化し、行政簡素化、権限委譲を推進し、開放管理を結合し、サービス改革の最適化を推進し、外商投資環境の合法化、國際化、利便化の水準を高め、外資増加を促進し、外資利用の水準を引き上げるため、ここに関連事項を以下の通り通知する</p> <p>一、外資参入制限の緩和 (一) 参入前内国民待遇+ネガティブリスト管理制度を全面的に実施する。自由貿易試験区において試行展開された外商投資ネガティブリストを全国で展開し、投資環境の開放度、透明度、規範性をさらに増強する。(国家發展改革委員会、商務部が責任を負う)</p> <p>(二) 市場参入における對外開放の範圍をさらに拡大する。専用車、新エネルギー自動車製造、船舶設計、支線用小型飛行機及び汎用飛行機のメンテナンス、國際海上運輸、鉄道旅客運輸、ガソリンスタンド、インターネットサービス營業場所、コールセンター、演出ブローカー、銀行業、証券業、保険業の對外開放をさらに推進し、對外開放のスケジュールとロードマップを明確にする。(中央宣傳部、中央網信弁、国家發展改革委員会、工業情報化部、交通運輸部、商務部、文化部、人民銀行、銀監会、証監会、保監会、国家鉄道局、中国民航局、中国鉄道総会社が職責に応じて責任を負う)</p> <p>二、財稅支援政策の制定 (三) 域外投資者が中国において継続して投資を拡大することを奨励する。域外投資者が中国居住者企業から受け取った配当を奨励類投資プロジェクトに直接投資する際、条件に合致する場合、納税の繰延が適用でき、源泉所得稅を暫定的に徴収しない。(財政部、稅務總局が職責に応じて責任を負う)</p> <p>(四) サービス貿易構造の最適化に対し、外資に積極的に作用を發揮させる。サービスのアウトソーシング模範都市におけ</p>

进型服务企业所得税优惠政策推广到全国，引导外资更多投向高技术、高附加值服务业。(财政部、商务部、税务总局等按职责分工负责)

(五) 促进利用外资与对外投资相结合。对我国居民企业(包括跨国公司地区总部)分回国内符合条件的境外所得，研究出台相关税收支持政策。(财政部、税务总局按职责分工负责)

(六) 鼓励跨国公司在华投资设立地区总部。支持各地依法依规出台包括资金支持在内的吸引跨国公司地区总部的政策措施，积极参与全球产业格局调整。(各省级人民政府负责)

(七) 促进外资向西部地区和东北老工业基地转移。充分发挥现有财政资金作用，积极支持西部地区及东北老工业基地的国家级开发区(含经济技术开发区、高新技术产业开发区、海关特殊监管区域等，下同)科技创新、生态环保、公共服务等领域建设，改善招商环境，提升引资质量，承接高水平制造业转移。(科技部、财政部、商务部、海关总署按职责分工负责)

(八) 支持重点引资平台基础设施和重大项目建设。鼓励省级人民政府发行地方政府债券支持国家级开发区、边境经济合作区、跨境经济合作区基础设施建设。加快试点发展项目收益与融资自求平衡的地方政府专项债券品种，优先保障上述区域符合条件的重大项目融资需求。(科技部、财政部、商务部、海关总署、各省级人民政府按职责分工负责)

三、完善国家级开发区综合投资环境

(九) 充分赋予国家级开发区投资管理权限。支持国家级开发区开展相对集中行政许可权改革试点。指导国家级开发区进一步推进简政放权、放管结合、优化服务改革，在营造外商投资优良环境等方面发挥示范引领作用。(中央编办、科技部、商务部、海关总署、国务院法制办按职责分工负责)

る条件に合致した技術先進型サービス企業に対する所得税優遇政策を全国に拡大し、多くの外資がハイテク、高付加価値サービス業へ注力するように導く(財政部、商務部、税務総局が職責に応じて責任を負う)。

(五) 外資利用と対外投資の結合を促進する。居住者企業(グローバル企業の地域本部を含む)が中国国内に還流させた域外所得に対して、関係する税収支援政策を研究し発表する。(財政部、税務総局が職責に応じて責任を負う)

(六) 多国籍企業が国内に投資し、地域本部を設立することを奨励する。各地域が法に則って資金支援を含めた多国籍企業の地域本部を引き寄せる政策措置をとることを支持し、グローバル産業構造調整へ積極的に参加する。(各省级人民政府が責任を負う)

(七) 外資が西部地区及び東北老工業基地に移転することを促進する。現在の財政資金の作用を十分に発揮し、西部地区及び東北老工業基地の国家级開発区(経済技術開發区、ハイテク産業開發区、税関特別監督管理区域などを含む、以下同様)が科学技術刷新、生態環境保護、公共サービス等の領域における建設を積極的に支援し、企業誘致環境を改善し、資金を引き寄せる質を引き上げ、高水準の製造業移転を引受ける。(科技部、財政部、商務部、税関総署が職責に応じて責任を負う)

(八) 重点的に資金を引き寄せるプラットフォームのインフラ施設、重大プロジェクト建設を支持する。省級人民政府が地方政府債券を発行し、国家级開發区、边境經濟協力区、クロスボーダー經濟協力区にインフラ施設を建設することを奨励する。プロジェクト収益と融資のセルフ・バランスを保つような特定プロジェクト向けの地方政府債券の試行を加速化し、上述地域における条件に合致する重大プロジェクトの融資ニーズを満たす。(科技部、財政部、商務部、税関総署、各省级の人民政府が職責に応じて責任を負う)

三、国家级開發区の総合投資環境の整備

(九) 国家级開發区に対し投資管理権限を十分に付与する。国家级開發区が相對の集中行政許可權改革試行を実施することを支持する。国家级開發区が政務簡素化、権限委譲、開放と管理の結合、サービス最適化改革を推進し、外商投資にとっての優良な環境作りにおいて、模範及び率先作用を発揮する。(中央編办、科技部、商務部、税関総署、国务院法制办が職責に応じて責任を負う)

(十) 支持国家级开发区项目落地。允许各地在符合经济社会发展规划、土地利用总体规划、城市总体规划的前提下,对国家级开发区利用外资项目所需建设用地指标予以优先保障,做到应保尽保。(科技部、国土资源部、住房城乡建设部、商务部、海关总署、各省级人民政府按职责分工负责)

(十一) 支持国家级开发区拓展引资空间。对符合条件的国家级开发区,经国务院批准后允许调区、扩区,整合区位相邻、相近的开发区,建立飞地园区,对收储的低效用地,相应提供规划调整、简化审批等便利。(科技部、国土资源部、住房城乡建设部、商务部、海关总署、各地方人民政府按职责分工负责)

(十二) 支持国家级开发区提升产业配套服务能力。在条件成熟的地区,引进生产服务型外资企业,试点开展高技术、高附加值项目境内外维修业务,促进加工贸易向全球产业链、价值链中高端延伸。(商务部、海关总署负责)

四、便利人才出入境

(十三) 完善外国人才引进制度。在全国实施外国人来华工作许可制度,采用“告知+承诺”、“容缺受理”等方式,为外国人才办理工作许可提供便利。2018年,制定出台外国人在中国工作管理条例,建立标准统一、程序规范的外国人才来华工作许可制度。(外交部、公安部、国务院法制办、国家外专局等按职责分工负责)

(十四) 积极引进国际高端人才。2017年下半年,制定出台外国人才签证实施细则,完善外国人才评价标准,扩大发放范围;放宽外国人才签证有效期限,对符合条件的外国人,签发长期(5年至10年)多次往返签证,并可凭该签证办理工作许可、申请工作类居留证件。制定出台外国人永久居留管理条例,明确外国人申请和取得永久居留资格的条件和程序。(外交部、公安部、国务院法制办、国家外专局等按职责分工负责)

(十) 国家級開發区におけるプロジェクト開始を支持する。各地が経済社会発展計画や、土地利用全体計画、都市全体計画に合致している前提で、国家級開發区が外資プロジェクトが必要とする建設用地指標を優先的に保障し、保障すべきものを保障しなければならない。(科技部、国土资源部、住居城郷建設部、商務部、税関総署、各省级人民政府が職責に応じて責任を負う)

(十一) 国家級開發区が外資誘致の空間を開拓することを支援する。条件に合致する国家級開發区に対して、国务院の批准を経た後、区域調整及び区域拡大、区域の近い開發区を整理統合する「飛地園地」の設立を許可する。収益・効果の低下した用地に対し、計画調整及び審査批准の簡素化を提供する。(科技部、国土资源部、住居城郷建設部、商務部、税関総署、各地方人民政府が職責に応じて責任を負う)

(十二) 国家級開發区が産業の一連のサービス能力を引き上げること支持する。条件が整ったエリアにおいては、生産サービス型外資企業を引き寄せ、ハイテク技術、高付加価値プロジェクトの域内外メンテナンス業務を試行し、加工貿易がグローバルサプライチェーン及びバリューチェーンに向け、中・高レベルに伸びることを促進する。(商務部、税関総署が責任を負う)

四、人材の入出国利便化

(十三) 外国人人材を引き寄せる制度を改善する。全国において外国人来華就労許可制度を実施し、「告知+承諾」、「欠如受付」などの方式を採用し、外国人材の就労許可手続を利便化する。2018年に外国人の中国における就労の管理条例を制定し、基準を統一し、手順が規範化された外国人来華就労許可制度を確立する。(外交部、公安部、国务院法制办、国家外專局等が職責に応じて責任を負う)

(十四) 国際ハイエンド人材を積極的に引き寄せる。2017年下半年に外国人人材ビザ発行の実施細則を制定し、外国人材評価基準を改善する。発行範囲の拡大、外国人材ビザの有効期限延長を行う。条件に合致する外国人材に対し、長期(5年から10年)往復可能ビザを発行し、そのビザに基づいて就労許可手続、就労類の居留許可を申請できる。外国人永久居留管理条例を制定し、外国人が永久居留資格を申請及び取得する条件とプロセスを明確化する。(外交部、公安部、国务院法制办、国家外專局等が職責に基づいて責任を負う)

五、优化营商环境

(十五) 抓紧完善外资法律体系。加快统一内外资法律法规，制定新的外资基础性法律。清理涉及外资产的法律、法规、规章和政策性文件，推动限期废止或修订与国家对外开放方向和大原则不符的法律法规或条款。(有关部门和各省级人民政府按职责分工负责)

(十六) 提升外商投资服务水平。完善中央及地方外商投资企业投诉机制，协调解决境外投资者反映的突出问题，加大对外商投资企业享有准入后国民待遇的保障力度，努力营造统一开放、竞争有序的市场环境。建立行政事业性收费和政府性基金、政府定价的涉企经营服务性收费等涉企收费目录清单制度。(国家发展改革委、财政部、商务部等有关部门、各省级人民政府按职责分工负责)

(十七) 保障境外投资者利润自由汇出。对于境外投资者在境内依法取得的利润、股息等投资收益，可依法以人民币或外汇自由汇出。(人民银行、国家外汇局按职责分工负责)

(十八) 深化外商投资企业管理信息共享和业务协同。积极推进“互联网+政务服务”，进一步完善“双随机、一公开”监管机制，构建高效便捷的外商投资事中事后监管与服务体系。加大商务部门与工商、海关、质检、外汇等部门之间信息管理系统的互联互通力度，实现外商投资企业从设立到运营的有关信息跨层级、跨部门共享。试点外商投资企业商务备案与工商登记“单一窗口、单一表格”受理新模式。(商务部、海关总署、工商总局、质检总局、国家外汇局等有关部门负责，各地方人民政府按职责分工负责)

(十九) 鼓励外资参与国内企业优化重组。简化程序，放宽限制，支持境外投资者以并购方式设立外商投资企业。支持国内企业多渠道引进国际先进技术、管理经验和营销渠道。鼓励外资参与国有企业混合所有制改革。(国家发展改革委、商务部、国务院国资委按职责分工负责)

五、ビジネス環境の最適化

(十五) 外資法律システムを改善する。内資、外資企業に対する法律法規の統一を加速化し、新たな外資に関する基礎的法律を制定する。外資にかかわる法律、法規、規則及び政策性文書を整理し、国家对外开放の方向性、原則に合致しない法律、法規および条項を廃止或いは修正することを推進する。(関連部門、各省级人民政府が職責に応じて責任を負う)

(十六) 外商投資サービスの水準を引き上げる。中央及び地方における外商投資企業のクレーム体制を改善し、域外投資者から聴取した突出した問題を協調して解決する。外商投資企業に対し、参入後内国民待遇の保障の程度をさらに高め、統一開放、競争秩序を有する市場環境の造成に努める。行政事業性費用や政府性ファンド、政府の企業経営にかかわるサービス性費用など費用リストを確立する。(国家發展改革委員会、財政部、商務部等関連部門、各省级人民政府が職責に応じて責任を負う)

(十七) 域外投資者利益の自由な対外送金を保障する。域外投資者が域内において、法に則って受け取った利潤、株式配当などの投資収益を法に則って人民元・外貨で自由に対外支払を行なうことができる。(人民銀行、国家外貨管理局が職責に応じて責任を負う)

(十八) 外商投資企業の管理情報共有と業務を協同をさらに深化する。「インターネット+政務サービス」を積極的に推進し、「双随机、一公開」の監督管理メカニズムをさらに改善し、効率的、且つ便利な外商投資事中事後監督管理システムとサービス体系を構築する。商務部門と工商、税関、質検、外貨等の部門間の情報管理システムの連携水準を引き上げ、外商投資企業の設立から運営までの関連情報を階層、部門を跨いで共有することを実現する。外商投資企業の商務備案(届出)と工商登記の「単一窓口、単一フォーマット」受理の新モデルの試行を実施する。(商務部、税関総署、工商総局、質検総局、国家外貨管理局等関連部門が責任を負う、各地方人民政府が職責に応じて責任を負う)

(十九) 外資が国内企業最適化の再編に参加することを奨励する。プロセスを簡素化し、制限を緩和し、域外投資者が買収合併の方式で外商投資企業を設立することを支持する。国内企業が多くのルートから国際的な先進技術、管理経験、販路を引き入れることを支持する。外資が国有企业混合所有制改革に参加することを奨励する。(国家發展改革委員会、商務部、國務院国資委が職責に応じて責任を負う)

<p>(二十) 完善外商投资企业知识产权保护。针对网络侵权盗版、侵犯专利权、侵犯商标专用权等知识产权问题开展集中整治, 强化司法保护和行政执法, 加大对侵权违法行为的惩治力度。(全国打击侵权假冒工作领导小组办公室、工商总局、新闻出版广电总局、国家知识产权局等按职责分工负责)</p> <p>(二十一) 提升研发环境国际竞争力。为研发中心运营创造便利条件, 依法简化具备条件的研发中心研发用样本样品、试剂等进口手续, 促进外资研发投入。(海关总署、质检总局等按职责分工负责)</p> <p>(二十二) 保持外资政策稳定性连续性。地方各级人民政府要严格兑现向投资者及外商投资企业依法作出的政策承诺, 认真履行在招商引资等活动中依法签订的各项合同。(各省級人民政府负责)</p> <p>各地区、各部门要高度重视新形势下利用外资工作, 按照职责分工, 主动作为, 密切配合。商务部要会同有关部门加强督促检查, 确保各项措施落到实处, 不断提升我国引资新优势, 促进利用外资实现稳定增长。</p> <p>国务院 2017年8月8日</p>	<p>(二十) 外商投資企業の知識財産権保護を改善する。インターネット出版権やロイヤリティ、商標専用権など知財権の侵害の問題を集中して整理し、司法保護、行政執行を強化し、侵害行為への処罰を強化する。(全国権利侵害処罰業務指導チーム弁公室、工商総局、新聞出版広電総局、国家知識産権局等が職責に応じて責任を負う)</p> <p>(二十一) 研究開発環境の国際競争力を高める。研究開発センター運営のために利便化をすすめ、法に則って条件を備えた研究開発センターの研究開発用のサンプルや試剤などの輸入手続きを簡素化し、外資研究開発環境の資本投入を促進する。(税関総署、質検総局等が職責に応じて責任を負う)</p> <p>(二十二) 外資政策の安定性と連続性を維持する。地方各級人民政府は法に則って投資者及び外商投資企業に承諾した政策を厳格に履行しなければならない、企業誘致などの活動における各類型の契約を履行しなければならない。(各省級人民政府が責任を負う)</p> <p>各地区、各部門は新たな情勢における外資利用業務を高度に重視し、職責に応じて積極的に主導し、協力しなければならない。商務部は関連部門と協同し催促及び検査を強化し、各項目の措置を実施させ、中国における資本引き入れの新たな優位点を引き続き高め、外資利用による安定成長実現を促進する。</p> <p>國務院 2017年8月8日</p>
--	---

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室